

令和7年度

予 算 書

長 岡 市

目 次

議案第6号	令和7年度長岡市一般会計予算	1
議案第7号	令和7年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第8号	令和7年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特4
議案第9号	令和7年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特7
議案第10号	令和7年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特10
議案第11号	令和7年度長岡市下水道事業会計予算	特13
議案第12号	令和7年度長岡市水道事業会計予算	特19
議案第13号	令和7年度長岡市簡易水道事業会計予算	特26

一 般 会 計

令和7年度長岡市一般会計予算

令和7年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145,265,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		39,300,000
	1 市 民 税	16,839,000
	2 固 定 資 産 税	17,269,000
	3 軽 自 動 車 税	1,023,000
	4 市 た ば こ 税	1,750,001
	5 鉱 産 税	750,001
	6 入 湯 税	35,001
	7 都 市 計 画 税	1,633,997
2 地 方 譲 与 税		1,270,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	290,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	890,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	90,000
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		235,000
	1 配 当 割 交 付 金	235,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		300,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		780,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	780,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		28,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		175,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	175,000
10 地 方 特 例 交 付 金		290,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	263,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	27,000
11 地 方 交 付 税		28,310,000
	1 地 方 交 付 税	28,310,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		24,000
	1 交通安全対策特別交付金	24,000
13 分担金及び負担金		1,194,081
	1 分 担 金	4,448
	2 負 担 金	1,189,633
14 使用料及び手数料		1,811,609
	1 使 用 料	843,026
	2 手 数 料	968,583
15 国 庫 支 出 金		23,615,036
	1 国 庫 負 担 金	14,419,086
	2 国 庫 補 助 金	9,143,487
	3 委 託 金	52,463
16 県 支 出 金		9,320,591
	1 県 負 担 金	5,583,142
	2 県 補 助 金	2,902,595
	3 委 託 金	834,854
17 財 産 収 入		335,763
	1 財 産 運 用 収 入	232,445
	2 財 産 売 払 収 入	103,318
18 寄 附 金		4,220,756
	1 寄 附 金	4,220,756
19 繰 入 金		4,881,305
	1 基 金 繰 入 金	4,881,305
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		6,684,157
	1 延滞金、加算金及び過料	39,001
	2 市 預 金 利 子	7,314
	3 貸付金元利収入	4,830,325
	4 受託事業収入	36,160
	5 雑 入	1,771,357
22 市 債		15,159,700
	1 市 債	15,159,700
歳 入 合 計		145,265,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		551,626
	1 議 会 費	551,626
2 総 務 費		21,881,669
	1 総 務 管 理 費	19,677,236
	2 徴 税 費	897,280
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	783,108
	4 選 挙 費	192,593
	5 統 計 調 査 費	244,286
	6 監 査 委 員 費	87,166
3 民 生 費		45,584,752
	1 社 会 福 祉 費	19,863,360
	2 児 童 福 祉 費	23,688,193
4 衛 生 費		9,678,255
	1 保 健 衛 生 費	4,702,337
	2 清 掃 費	4,587,655
	3 上 水 道 費	388,263
5 労 働 費		409,797
	1 労 働 諸 費	409,797
6 農 林 水 産 業 費		2,905,589
	1 農 業 費	2,694,959
	2 林 業 費	195,952
7 商 工 費		3,918,364
	1 商 工 費	3,918,364
	3 水 産 業 費	14,678
	6 住 宅 費	3,699,929
8 土 木 費		22,969,554
	1 土 木 管 理 費	1,121,367
	2 道 路 橋 り よ う 費	6,527,862
	3 河 川 費	430,582
	4 港 湾 費	3,672
	5 都 市 計 画 費	11,186,142

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		8,933,423
	1 消 防 費	8,933,423
10 教 育 費		11,676,756
	1 教 育 総 務 費	2,766,197
	2 小 学 校 費	3,096,899
	3 中 学 校 費	1,718,015
	4 幼 稚 園 費	28,019
	5 総 合 支 援 学 校 費	182,099
	6 社 会 教 育 費	1,499,102
11 災 害 復 旧 費		61,314
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	61,314
12 公 債 費		16,643,901
	1 公 債 費	16,643,901
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		145,265,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	7 保健体育費	陸上競技場再公認等整備事業	152,000	令和7年度	60,800
				令和8年度	91,200

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ESCO方式による省エネルギー設備の整備・運営及び維持管理事業費	令和7年度から令和22年度まで	1,000,000
米百俵プレイスマライエ長岡歴史人物史展示事業費	令和7年度から令和8年度まで	46,000
長岡地域土地開発公社の事業資金（長岡市の関係事業分）借入れに対する債務保証	令和7年度から令和11年度まで	233,985
長岡地域土地開発公社の中之島中央産業団地整備事業用地取得及び造成資金借入れに対する債務保証	令和7年度から令和11年度まで	1,044,468
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資について行う信用保証に対する損失補償	令和7年度から令和17年度まで	3,000
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金について行う信用保証に対する損失補償	令和7年度から令和17年度まで	1,500
「長岡産業交流会館」改修工事の元利償還金補助	令和7年度から令和17年度まで	27,428
共同利用型住民情報系システム運用等委託料	令和7年度から令和12年度まで	1,913,070
共同利用型住民情報系システム電算処理帳票の出力及び事後処理業務委託料	令和7年度から令和12年度まで	473,462
ショベルローダ賃借料	令和7年度から令和15年度まで	21,000

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	932,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資 条件による。銀行その他の場合 は、その債権者と協定する。た だし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮もしく は繰上償還又は借換えをすること ができる。
普通財産整備事業	85,000			
支所庁舎整備事業	6,300			
地域情報通信基盤整備事業	78,100			
トキ分散飼育施設整備事業	20,600			
リリックホール整備事業	338,000			
市立劇場整備事業	9,300			
文化センター整備事業	20,000			
町内公民館整備事業	12,500			
コミュニティセンター整備事業	211,200			
地域会館等整備事業	13,800			
与板地域交流拠点施設(仮称)整備事業	521,100			
川口地域交流拠点施設(仮称)整備事業	43,200			
長岡戦災資料館整備事業	674,600			
与板地域アーケード撤去事業	110,000			
老人福祉施設整備事業	136,500			
デイサービスセンター整備事業	36,900			
社会福祉施設整備事業	2,700			
保育所整備事業	195,500			
児童福祉施設整備事業	31,200			
子育て支援施設整備事業	26,700			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	178,700			
診療所施設整備事業	1,200			
廃棄物処理施設整備事業	227,300			
旧廃棄物処理施設解体事業	6,700			
職業技能センター解体事業	88,000			
県単土地改良事業	500			
県営土地改良事業	79,400			
団体営土地改良事業	32,600			
林業施設整備事業	19,100			
観光施設整備事業	130,700			
建設発生土処理場整備事業	22,500			
道路橋りょう整備事業	2,521,300			
河川整備事業	301,000			
急傾斜地崩壊対策事業	13,700			
街なみ環境整備事業	25,300			
市街地再開発事業	2,404,300			
公園整備事業	127,400			
駐車場整備事業	2,600			
公営住宅建設事業	148,100			
消防施設整備事業	2,065,800			
除雪機械整備事業	63,300			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路消雪施設整備補助事業	157,500			
投流雪施設整備事業	12,900			
教育センター整備事業	9,700			
小学校整備事業	341,900			
中学校整備事業	70,400			
総合支援学校整備事業	11,100			
社会教育施設整備事業	223,600			
体育施設整備事業	1,175,500			
過疎地域持続的発展特別事業	103,100			
借換債	1,088,700			
計	15,159,700			

国民健康保険事業特別会計

令和7年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,775,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,358,992
	1 国民健康保険料	3,358,992
2 国民健康保険税		39
	1 国民健康保険税	39
3 使用料及び手数料		436
	1 手数料	436
4 国庫支出金		378
	1 国庫補助金	378
5 県支出金		17,098,998
	1 県補助金	17,098,998
6 財産収入		2,077
	1 財産運用収入	2,077
7 繰入金		2,267,517
	1 一般会計繰入金	1,787,517
	2 基金繰入金	480,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		47,462
	1 延滞金、加算金及び過料	26,178
	2 雑収入	21,284
歳入合計		22,775,900

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		272,523
	1 運営協議会費	509
	2 総務管理費	231,677
	3 医療費適正化特別対策事業費	16,147
	4 保険料徴収費	24,190
2 保険給付費		16,849,139
	1 療養諸費	16,782,871
	2 移送費	100
	3 出産育児一時金	40,017
	4 葬祭費	26,150
	5 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		5,328,392
	1 医療給付費	3,571,695
	2 介護納付金	403,366
	3 後期高齢者支援金	1,353,331
4 保健事業費		232,905
	1 保健事業費	232,905
5 基金積立金		2,077
	1 基金積立金	2,077
6 公債費		5,156
	1 公債費	5,156
7 諸支出金		84,708
	1 償還金及び還付加算金	19,269
	2 繰出金	65,439
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		22,775,900

国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

令和7年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

令和7年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		39,519
	1 外 来 収 入	34,973
	2 その他の診療収入	4,546
2 使用料及び手数料		104
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	100
3 繰 入 金		65,439
	1 他 会 計 繰 入 金	65,439
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		37
	1 雑 入	37
歳 入 合 計		105,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		79,360
	1 施 設 管 理 費	79,360
2 医 業 費		25,240
	1 医 業 費	25,240
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		105,100

後期高齢者医療事業特別会計

令和7年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,879,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,010,519
	1 後期高齢者医療保険料	3,010,519
2 使用料及び手数料		20
	1 手 数 料	20
3 繰 入 金		865,174
	1 一 般 会 計 繰 入 金	865,174
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3,286
	1 延滞金、加算金及び過料	365
	2 雑 入	2,921
歳 入 合 計		3,879,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		34,260
	1 総 務 管 理 費	31,875
	2 保 険 料 徴 収 費	2,385
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,841,718
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,841,718
3 諸 支 出 金		2,922
	1 償還金及び還付加算金	2,922
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		3,879,000

介護保険事業特別会計

令和7年度長岡市介護保険事業特別会計予算

令和7年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,602,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		6, 219, 115
	1 介護保険料	6, 219, 115
2 分担金及び負担金		10, 534
	1 負担金	10, 534
3 使用料及び手数料		826
	1 手数料	826
4 国庫支出金		6, 781, 130
	1 国庫負担金	4, 982, 229
	2 国庫補助金	1, 798, 901
5 支払基金交付金		7, 729, 493
	1 支払基金交付金	7, 729, 493
6 県支出金		4, 320, 046
	1 県負担金	4, 150, 294
	2 県補助金	169, 744
	3 委託金	8
7 財産収入		6, 588
	1 財産運用収入	6, 588
8 繰入金		4, 533, 231
	1 一般会計繰入金	4, 314, 477
	2 基金繰入金	218, 754
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		1, 136
	1 延滞金、加算金及び過料	50
	2 雑収入	1, 086
歳入合計		29, 602, 100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		402, 364
	1 総務管理費	217, 117
	2 保険料徴収費	3, 408
2 保険給付費		28, 100, 075
	1 介護給付費	28, 080, 298
	2 その他諸費	19, 777
3 地域支援事業費		1, 086, 079
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	530, 365
	2 包括的支援事業・任意事業費	554, 098
4 基金積立金		6, 589
	1 基金積立金	6, 589
	5 諸支出金	5, 993
6 予備費		1, 000
	1 予備費	1, 000
歳出合計		29, 602, 100

下水道事業会計

令和7年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	107,600	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	46,300,000	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	126,849	m ³
(4) 浄 化 槽 設 置 基 数	383	基
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 公共下水道事業 管渠整備事業、ポンプ場整備事業、処理場整備事業 ◦ 特定環境保全公共下水道事業 管渠整備事業、ポンプ場整備事業、処理場整備事業 ◦ 農業集落排水事業 管渠整備事業、処理場整備事業 ◦ 特定地域生活排水処理事業 浄化槽整備事業 	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		10,590,500 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,439,381 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		5,017,569 千円
第 3 項	特 別 利 益		133,550 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		10,590,500 千円
第 1 項	営 業 費 用		10,008,657 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		578,066 千円
第 3 項	特 別 損 失		2,777 千円
第 4 項	予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,408,900千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額221,374千円、過年度分損益勘定留保資金452,129千円、当年度分損益勘定留保資金2,535,397千円及び減債積立金200,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,167,600 千円
第1項 企業債	2,393,600 千円
第2項 国庫補助金	1,322,334 千円
第3項 他会計出資金	412,624 千円
第4項 負担金	36,661 千円
第5項 貸付金回収金	2,380 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	7,576,500 千円
第1項 建設改良費	3,918,687 千円
第2項 企業債償還金	3,654,433 千円
第3項 投資	2,380 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター用水設備更新事業	738,500	令和7年度	291,500
				令和8年度	447,000
資本的支出	建設改良費	栃尾下水処理センター汚泥脱水設備更新事業	546,000	令和7年度	156,970
				令和8年度	389,030
資本的支出	建設改良費	中之島浄化センター用水設備更新事業	282,000	令和7年度	80,300
				令和8年度	201,700
資本的支出	建設改良費	新野積橋汚水管渠整備事業	300,000	令和7年度	30,000
				令和8年度	270,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	2,393,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	2,393,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 285,206 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 雨水処理に要する経費に対する負担金	1,404,336 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費に対する補助金	925,140 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費に対する補助金	8,129 千円
(4) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	128,569 千円
(5) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	7,018 千円
(6) 不明水の処理に要する経費に対する補助金	53,547 千円
(7) 普及特別対策に要する経費に対する補助金	5,314 千円
(8) 緊急下水道整備特定事業に要する経費に対する補助金	1,644 千円
(9) 農業集落排水緊急整備事業に要する経費に対する補助金	2,305 千円
(10) 下水道事業債(特例措置分)の企業債利子に対する補助金	293 千円
(11) 補正予算債の企業債利子に対する補助金	70 千円
(12) 下水道事業債(広域化・共同化分)の企業債利子に対する補助金	753 千円
(13) 地方公営企業法の適用に要する経費に対する補助金	6 千円
(14) 個別排水処理施設整備事業に要する経費に対する補助金	118 千円
(15) その他下水道事業の支出に対する補助金	723,698 千円
合計	3,260,940 千円

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市下水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,590,500	
	1	営業収益	5,439,381	
		1 下水道使用料	4,035,014	
		2 他会計負担金	1,404,336	
		3 その他営業収益	31	
	2	営業外収益	5,017,569	
		1 他会計補助金	1,856,604	
		2 国庫補助金	34,000	
		3 県補助金	5,000	
		4 長期前受金戻入収益	3,032,695	
		5 雑収益	89,270	
	3	特別利益	133,550	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	133,537	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,590,500	
	1	営業費用	10,008,657	
		1 管渠費	613,488	
		2 ポンプ場費	120,330	
		3 処理場費	1,939,793	
		4 浄化槽費	28,436	
		5 流域下水道維持管理負担金	593,861	
		6 業務費	274,476	
		7 総係費	196,328	
		8 減価償却費	6,204,095	
		9 資産減耗費	37,850	
	2	営業外費用	578,066	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	488,066	
		2 消費税及び地方消費税	90,000	
	3	特別損失	2,777	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,260	
		3 その他特別損失	507	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			4,167,600	
	1 企業債		2,393,600	
		1 企業債	2,393,600	
	2 国庫補助金		1,322,334	
		1 国庫補助金	1,322,334	
	3 他会計出資金		412,624	
		1 他会計出資金	412,624	
	4 負担金		36,661	
		1 工事負担金	25,490	
		2 受益者負担金	6,671	
		3 受益者分担金	4,500	
	5 貸付金回収金		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金回収金	2,380	
6 固定資産売却代金		1		
	1 固定資産売却代金	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			7,576,500	
	1 建設改良費		3,918,687	
		1 事務費	127,834	
		2 資産購入費	4,959	
		3 管路整備費	1,864,815	
		4 ポンプ場整備費	276,400	
		5 処理場整備費	1,545,670	
		6 浄化槽整備費	4,735	
		7 流域下水道建設負担金	94,274	
	2 企業債償還金		3,654,433	
		1 企業債償還金	3,654,433	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

水道事業会計

令和7年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	109,900 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	30,643,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	83,953 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,663,100 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,093,712 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		569,377 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		5,659,100 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,373,233 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		274,647 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,220 千円
第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,186,800千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270,153千円、当年度分損益勘定留保資金1,653,243千円及び減債積立金1,263,404千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,069,100 千円
第1項 企業債	1,800,000 千円
第2項 国庫補助金	23,250 千円
第3項 出資金	42,448 千円
第4項 工事負担金	203,391 千円
第5項 固定資産売却代金	11 千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,255,900 千円
第1項 建設改良費	3,837,011 千円
第2項 企業債償還金	1,408,889 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場 次亜注入設備更新事業	495,000	令和7年度	137,500
				令和8年度	357,500
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場 変換器盤等更新事業	37,400	令和7年度	17,600
				令和8年度	19,800
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場2号沈でん池 弁類等更新事業	38,500	令和7年度	16,500
				令和8年度	22,000
資本的支出	建設改良費	大河津分水路改修関連 送水管移設事業	341,320	令和7年度	31,227
				令和8年度	310,093
資本的支出	建設改良費	青葉台ポンプ場 自家発電設備更新事業	187,000	令和7年度	7,700
				令和8年度	179,300
資本的支出	建設改良費	大積高鳥圧力タンク室 設備更新事業	106,700	令和7年度	8,030
				令和8年度	98,670

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道施設将来構想策定業務委託料	令和7年度から 令和9年度まで	38,280
水道料金システム更新事業費	令和7年度から 令和9年度まで	319,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設 整備事業	1,800,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,800,000			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,033,850 千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業に伴う企業債利子補助	139 千円
(2) 大積地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	219 千円
(3) 太田地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	1,492 千円
(4) 西部丘陵東地区配水管整備事業に伴う企業債利子補助	171 千円
(5) 西部丘陵東地区産業ゾーン(第2期)配水管布設事業に伴う企業債利子補助	139 千円
(6) 児童手当に対する負担金	10,678 千円
合 計	12,838 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、101,074千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
ソ フ ト ウ ェ ア	水道料金システム	一式

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和7年度長岡市水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			5,663,100	
	1 営業収益		5,093,712	
		1 給水収益	4,768,275	
		2 加入金	73,650	
		3 下水道受託収益	215,813	
		4 その他営業収益	35,974	
	2 営業外収益		569,377	
		1 受取利息及び配当金	4,926	
		2 他会計補助金	12,838	
		3 国庫補助金	10,669	
		4 長期前受金戻入収益	500,802	
		5 雑収益	40,142	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			5,659,100	
	1 営業費用		5,373,233	
		1 原水及び浄水費	1,246,371	
		2 配水費	691,759	
		3 給水費	355,108	
		4 業務費	408,713	
		5 総係費	296,480	
		6 減価償却費	2,268,787	
		7 資産減耗費	106,015	
	2 営業外費用		274,647	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	189,380	
		2 雑支出	5,267	
		3 消費税及び地方消費税	80,000	
	3 特別損失		1,220	
		1 固定資産売却損	120	
		2 過年度損益修正損	1,100	
	4 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			2,069,100	
	1 企業債		1,800,000	
		1 企業債	1,800,000	
	2 国庫補助金		23,250	
		1 国庫補助金	23,250	
	3 出資金		42,448	
		1 出資金	42,448	
	4 工事負担金		203,391	
		1 工事負担金	203,391	
	5 固定資産 売却代金		11	
1 固定資産売却代金		11		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			5,255,900	
	1 建設改良費		3,837,011	
		1 事務費	124,028	
		2 資産購入費	87,504	
		3 原浄水施設費	529,783	
		4 給配水施設費	3,095,696	
	2 企業債償還金		1,408,889	
		1 企業債償還金	1,408,889	
	3 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

簡易水道事業会計

令和7年度長岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度長岡市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,554 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	858,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,351 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		545,700 千円
第 1 項 営 業 収 益		141,884 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		403,805 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		545,700 千円
第 1 項 営 業 費 用		519,934 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		19,888 千円
第 3 項 特 別 損 失		5,378 千円
第 4 項 予 備 費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額219,600千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,345千円、当年度分損益勘定留保資金164,861千円及び減債積立金40,394千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		509,300 千円
第1項 企業債		495,100 千円
第2項 工事負担金		14,200 千円
支 出		
第1款 資本的支出		728,900 千円
第1項 建設改良費		520,498 千円
第2項 企業債償還金		207,902 千円
第3項 予備費		500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	中山浄水場ろ過設備更新事業	1,409,100	令和7年度	435,600
				令和8年度	592,900
				令和9年度	380,600

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
水道施設将来構想策定業務委託料	令和7年度から令和9年度まで	2,002

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業	495,100	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	495,100			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 68,841 千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 建設事業等に伴う企業債利子補助	19,453 千円
(2) その他簡易水道事業の支出に対する補助	311,436 千円
(3) 児童手当に対する負担金	2,088 千円
合計	332,977 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,147千円と定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市簡易水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			545,700	
	1 営業収益		141,884	
		1 給水収益	129,581	
		2 加 入 金	198	
		3 下水道受託収益	10,112	
		4 その他営業収益	1,993	
	2 営業外収益		403,805	
		1 他会計補助金	332,977	
		2 長期前受金戻入収益	69,875	
		3 雑 収 益	952	
		4 消費税及び 地方消費税還付金	1	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			545,700	
	1 営業費用		519,934	
		1 原水及び浄水費	151,159	
		2 配 水 費	90,926	
		3 給 水 費	18,939	
		4 業 務 費	3,922	
		5 総 係 費	19,260	
		6 減 価 償 却 費	232,061	
		7 資 産 減 耗 費	3,667	
	2 営業外費用		19,888	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	19,827	
		2 雑 支 出	61	
	3 特別損失		5,378	
		1 過年度損益修正損	330	
		2 その他特別損失	5,048	
	4 予 備 費		500	
		1 予 備 費	500	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			509,300	
	1 企業債		495,100	
		1 企業債	495,100	
	2 工事負担金		14,200	
		1 工事負担金	14,200	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			728,900	
	1 建設改良費		520,498	
		1 事務費	331	
		2 原浄水施設費	452,702	
		3 給配水施設費	67,465	
	2 企業債償還金		207,902	
		1 企業債償還金	207,902	
	3 予備費		500	
1 予備費		500		